

障害者差別解消法が、平成28年4月1日より施行されました。日本では平成26年1月20日に障害者権利条約に批准してからの大いなる一歩であると思います。“障がい者差別をなくす”という国民全体で考えなければならないことが明確化されましたが、周知の広がりが遅いように感じることがあります。今回は障害者差別解消法について、考え・意見を記載していきます。



障害者差別解消法について

・障害者基本法第4条の『第1項:障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止』『第2項:社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止』『第3項:国による啓発・知識の普及を図るための取組』の具体化が、『不当な差別的取扱い』『合理的配慮の不提供』として障害者差別解消法に明記。ご存知の方もいるかと思いますが、『不当な差別的取扱い』については国・地方公共団体等・民間事業者などは“法的義務”となっています。しかしながら『合理的配慮の不提供』について、国・地方公共団体等は“法的義務”であるが、民間事業者などは“努力義務”となっています。“努力義務”と聞くと、「必ずしも合理的配慮を行わなくてもいいのでは？」といった様に捉えられるかもしれません。しかし、民間事業者は意識啓発・周知を図るための取組を進めるべきであり、今後の施行による状況の変化にもアンテナを伸ばしておくべきであると思います。



合理的配慮について

合理的配慮については、まだまだあいまいな部分が多いと感じます。その理由としては、「障がいのある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮」という点です。内閣府より『合理的配慮サーチ』が9つの障がい種別で参考事例として公開されていますが、細部までは事例化されていない印象を受けます。今後に向けて、合理的配慮サーチの内容は充実していくことと思いますが、個別の状況について“障がいの特性”について、より考えていかなければならないのではないだろうか。そして何よりも当事者不在の会議・検討になってしまう事態だけは避けなければならない。

まとめになりますが、民間企業として「均等を失わず、過度な負担でないこと」を踏まえながら検討していかなければならないこと。法人として、職員・支援者として障害者差別解消法や合理的配慮の検討に限らずですが、研修の場を持ち周知・啓発の場や方法などについても意識すること。そこには当事者・利用者の意見・声に耳を傾けることを徹底していきたい。



一歩

社会福祉法人 アルカディア

ニュースレター第14号

平成28年6月発行

発行元：ニュースレター編集委員会



～障害者差別解消法・合理的配慮について～

ニュースレター第14号では、『障害者差別解消法・合理的配慮』をテーマとして、記載していきます。各事業所ごとのテーマの前に、H28年度に入職した職員の自己紹介・意気込みを記載します。



社会福祉法人アルカディアに入りました下山佳純です。

社会人としての一歩を無事に迎えられることを嬉しく思います。

初めて社会に出て1から教えてもらうことばかりですが、しっかり仕事を覚え、一日でも早く利用者の力になれるよう努力していきたいです。

各関係機関の方にはお力をお借りする事が多々あると思いますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

この度はばたきに配属されました荻野 恭平です。♂独身です。実習でお世話になり、とても素晴らしい施設であると感じていた場所で共に働くことが出来ることをとてもうれしく思っています。正直さ。心を開くこと。ヤル気。を持ち利用者の方々に寄り添うことで皆に信頼される支援員になることが自分の目標です。またこのような職種で働くことは初めてで、不安なことも多いですが、偉大な諸先輩方を見習い節度ある社会人になりたいと思っています。(・ω・)



社会福祉法人 アルカディア ニュースレター委員会

本部(ふらっと) 群馬県太田市鶴生田町733-123

TEL:0276(20)2509

FAX:0276(20)2510



新たな法律

H28年4月1日から『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』(通称、【障害者差別解消法】)がスタートしました。この法律は「国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店の事業者が、障害のある人に対して『不当な差別的取扱い』を禁止し、『合理的配慮の提供』を求めているというもので、障害の有無に関係なくとも暮らしていく社会を目指しているとのこと。

簡単に言うと、『苦手なことがあり、困っている人にはみんなが手を貸して生活しやすい環境を整えるための法律』だと解釈できるとおもっています。

そこで、この法律についてグループホームで生活している方に「障害者差別解消法を知っているか」と「今までで差別的なことを感じたことがあるか」を聞いてみました。



法律は知らない。
なりたくて病気になったわけじゃないから理解してほしい。 Kさん

知らない。
今までで嫌な思いはしたことが無い。 Yさん



知らない。
温泉で手帳を見せるとボソツと言われる。暖かい目で見てほしい Kさん

それぞれの立場すべき事

同じ質問をほかの方にもして見ましたが『そんな法律は知らないし、内容もよくわからない』という方がほとんどでした。国・都道府県・市町村等の公共機関が内容を把握し、実践することは当然だと思いますがすべての機関に周知されるにはまだまだ時間がかかるとおもっています。民間の企業の中には従業員に対する講習会等を行っているところもあると新聞で読みましたがそこまで行える事業者はごくわずかだと考えます。そこでまずは当事者(障がいを持っている方)がこの法律を理解し、「不当な扱いを受けた」「合理的配慮されていない」と感じ、それを自分で言えなくても支援者に伝えることができるようになればよいとおもっています。そのためには支援者である私たちが正しい支援ができるよう、研修会等でこの法律をしっかり理解し、当事者にもきちんとした説明ができるよう努めていかなくてはならないとおもっています。

事務所移転しました

群馬県太田市大島町386-3
TEL/FAX:0276-25-3500

はばたき



合理的配慮について考える
～メンバーさんに聞いてみました～



はばたきとしての合理的配慮とは・・・?

メンバー1人1人で抱えているニーズ・不安は異なります。また、メンバーからの声にならないニーズをスタッフは気づき、メンバーの立場に立って考え、個々に合わせた支援を個別支援計画、プログラムに反映させていく必要があります。そしてスムーズに地域生活に移行できる様な支援をしていくことが合理的配慮ではないかと考えます。なので、メンバーからの意見を取り上げるために質問をしました。

Q1 はばたき退所後、どんな生活をしていきたいですか?

A. GHかアパートで生活したい・GHに入所したい・自宅から働く場所を見つけ生活する
仕事が安定したらアパートでも借りて独立生活する。

はA. 生活の不安なことについての聞き取り(不安な理由・不安の解消に繋げるために必要なことなどの検討など)からGHの情報提供、自宅から就労場所への道順調べ、働くことへの不安の聞き取りから解消に繋げるために必要なことの検討

Q2 はばたきへの要望はありますか?

A. ストレス解消法を見つけたい・行政の手続きのやり方を教えて欲しい・作業所・GHの最新情報を伝えて欲しい・一緒に料理を食べて欲しい

はA. ストレスの元は何か、それを取り除ける方法はあるのかの聞き取りをした上での対処法の検討
行政の手続きについて不安なことの聞き取り(必要に応じて一緒に調べたり、市役所職員に聞く場面を想定したSSTの実施)メニュー作成時の健康管理にも繋がるよう栄養バランスなどのアドバイス、自炊訓練時の調理支援
どんな作業に本人が興味があるか、作業所と本人の興味のある部分を伸ばせるかを検討(その上で見援・情報提供を行う)

※注釈です。

A ...メンバーの回答
はA...はばたきスタッフが
が出来得る配慮

上記で挙げたメンバーに合わせた支援をしていくには、スタッフ自身がメンバーの立場に立っているか?メンバーのニーズに応えられているか?をスタッフ間で常に検証を重ねていき支援に生かしていくことも必要と考えます!

空き情報

入居: 皆様のおかげで多くのご連絡を頂いております。
体験については待機者多数の為、お時間を頂く事になってしまいますが、ご相談・お問い合わせは
随時お受けしております。
通所: 空きが4名分あります。 空いていますよ~!

問合せ先

※お問い合わせは
お気軽にどうぞ!

群馬県精神障害者援護寮「はばたき」
指定管理者 社会福祉法人アルカディア
TEL 0270-63-1860 見学受付担当 廣澤